

ベトナム判例制度の実情及び展望

前 J I C A 長期派遣専門家

酒 井 直 樹¹

J I C A 長期派遣専門家

鎌 田 咲 子²

第 1 はじめに

2015年12月、ベトナムで初めてとなる「判例」制度が開始された³。ベトナムでは、2020年を目標に各種の法・司法制度改革が進められているが、とりわけ裁判所が力を入れている課題の一つが、判例制度の導入である。ベトナム共産党政治局決議において「判例の発展」が課題として掲げられて以降、「判例」は、過去の J I C A プロジェクトでも、最高人民裁判所（以下「S P C」という。）関係活動の重要なテーマとしてたびたび取り上げられてきた。

本稿は、開始から2年を迎えた判例制度の現状を概観し、これまでの J I C A プロジェクトにおいて行われてきた判例に関する活動を紹介するとともに、ベトナムにおける今後の判例の発展について若干の展望を述べるものである。

第 2 判例制度の概要

1 判例制度導入に至る経緯

ベトナムにおける判例制度の導入に関する検討は、今日も継続しているベトナムの法・司法改革の方針を示した2005年6月の共産党政治局第48号決議及び第49号決議⁴において、2020年までの司法改革戦略の一つとして、S P C が法令を統一的に適用し、判例を発展させる手引を行うべきことが掲げられたことに端を発する。

国会が国家の最高権力機関でありその権限を各政府機関に分配するという権力分配の原理を背景とする現行ベトナム憲法⁵の下、法解釈権は国会常務委員会の権限とされ

¹ 現福岡地方裁判所判事補。2015年4月（現行プロジェクト開始時）～2017年3月、現行プロジェクト J I C A 長期派遣専門家。

² 前大阪地方裁判所判事補。2017年4月～、現職。

³ 厳密には、フランス統治時代や旧南ベトナム（ベトナム国、ベトナム共和国）では、当時の法体系上での判例は存在していたようであるから、現在の社会主義体制となってからということである。

⁴ 両決議の和訳は、伊藤文規「ベトナムの統治機構、司法制度の概観」（ICD NEWS 第28号、2006年9月）の添付資料として掲載されている。ICD NEWS のバックナンバーは、法務省法務総合研究所国際協力部ウェブサイト（http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html）からも閲覧可能である。

⁵ 数度の改正を経ているが、現行憲法は、2013年憲法（2013年11月28日可決、2014年1月1日施行）である。同憲法のほか、本稿で引用するベトナム法規範文書の仮和訳については、「ベトナム六法」を参照されたい。

（<http://www.jicallegalproject.vn/>又は http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html）

ており⁶、裁判所が司法権の行使としてどのような権限を有するのか、「司法」とは何かについて、確固とした理解があるわけではない⁷。また、条文に規定された要件等の表現が曖昧不明確であることが多く「解釈」の余地が広いにもかかわらず、裁判官が、他の裁判所が判断した事例、とりわけ解釈が分かれるような事案に関するS P C裁判官評議会（日本の最高裁判所裁判官会議に相当）の監督審決定を参考にして判断をするということもなかった。そのため、裁判所の判断に安定性がないことが課題と認識されてきた。このような事情がある中で、前記の共産党2005年第48号・第49号決議において法令の統一的な適用を実現するためのツールとして「判例」という単語が登場したことから、判例について、S P Cでも継続的に研究が進められてきたものである。

法規範文書として具体的に判例制度ないしそれを示唆するものとして言及されたのは、2013年憲法（現行憲法）及び2014年人民裁判所組織法（62/2014/QH13、2015年6月1日全面施行）であろう⁸。2013年憲法では、裁判所の審理における法令の統一的な適用の保障がS P Cの任務とされ（同憲法104条3項）、2014年人民裁判所組織法では、判例の発展、公表がS P C裁判官評議会の任務とされ（同法22条2項c号）たことで、ベトナムの法令上、初めて「判例」という単語が登場するに至る⁹。これを受けて、S P C裁判官評議会は、2015年10月19日に「判例の選定、公布及び適用の手続に関する議決」¹⁰（以下「判例議決」という。）を採択し、同議決は、同年12月16日から施行されるに至った。

2 判例制度の内容

判例議決は、判例制度に関する基本的事項を規定した法規範文書であり、同議決から判例制度の概要をうかがい知ることができる。

（1）判例¹¹の定義

判例議決1条によれば、判例とは、「具体的事件について裁判所の法的効力を有

⁶ 厳密には、憲法、法律及び国会常務委員会令の解釈権が国会常務委員会に分配されている（2013年憲法74条2号）。

⁷ 現地活動では、S P Cに限らず他のカウンターパートでの議論でも、ある法令の適用場面等の問題になると、「裁判所に決めてもらえばよい」という意見と「裁判所にはその権限（法解釈権限）がないからできない」という意見が出て議論がよくまとまらないという場面にしばしば遭遇する。

⁸ S P Cが起草を所管した2014年破産法（51/2014/QH13、2015年1月1日施行）では、破産手続を進行する裁判官の任務として「類似の破産事件における従前の破産解決決定を参考にする」（9条14項）との規定が設けられている。判例という語は用いられてはいないが、ある事件の処理において類似事件を参考にすべきという発想自体、従前のベトナムでは考えられなかったものであり、S P C内での判例に関する当時の方向性がうかがえる。同法の解説については、古庄順「ベトナム新破産法の概要」（ICD NEWS 第61号、2014年9月）を参照されたい。

⁹ 該当箇所（ベトナム六法掲載）を引用すると、「各裁判所が研究し、審理において適用することができるよう、S P C裁判官評議会の監督審決定、各裁判所の法的効力を生じた判決、決定で標準性を有するものを選択し、総括し、判例として発展させて、判例を公表する」とされている。ここからは、判例の性格付けとしてどのようなものを想定しているのかは明らかではない。

¹⁰ 原語題は「Nghị Quyết Về quy trình lựa chọn, công bố và áp dụng án lệ」、法令番号は03/2015/NQ-HĐTPである。

¹¹ 「判例」は、原語では「án lệ」、漢越語に置き換えると「案例」となる。

する判決又は決定¹²における立論又は判断で、各裁判所が審理において研究及び適用するため、S P C裁判官評議会に選定され、S P C長官により判例として公布されるものをいう」と定義されている。この定義と前記の2014年人民裁判所組織法の規定を併せ読むと、判例は、①S P C裁判官評議会¹³により選定され、S P C長官により公布されるという手続を経るべきこと、②具体的事件について法的効力を有する判決又は決定における立論又は判断であること、③S P C監督審決定に限らず、下級審裁判所の判決又は決定であっても、判例となり得ること、といった特徴を備えていると理解される。

(2) 判例選定基準

前記(1)で述べたとおり、判例は選定公布手続を経たもののみを指していることになるが、判例議決2条は、判例が満たさなければならない基準として、次の3点を掲げている。

- ① 異なる見解がある法令の規定を明確にするための立論；各争点又は法的事項の分析又は解釈¹⁴及び具体的事件において適用すべき原則、処理の方針又は法令の規範を含むこと。
- ② 標準性を有すること。
- ③ 審理における法令の統一的適用を案内する価値を有し、同様な状況又は法的事項を有する複数の事件が同様に解決されなければならないよう保障すること。

これらの要件について具体的にどのような運用が想定されるのかは判例選定手続の中で議論されるであろうが、要件①は、判例候補たる判決・決定それ自体に一定の法規範が含まれていることを前提とする点で注目される¹⁵。また、要件③は、法の統一的適用の保障というS P Cに課せられた任務に即したものであり、判例制度の意義からしても判例選定の際にも中核的な要件として考慮されるものになると考えられる。

(3) 判例選定及び廃止・変更の手続

判例議決は、判例選定のための手続として、S P Cに加え、最高人民検察院、司法省、ベトナム弁護士連合会、研究者等から構成される諮問評議会の審議を経

¹² 二審制を採用するベトナムでは、第一審判決・決定に対する上訴期間の経過又は第二審判決・決定の時点で「法的効力を生じる」とされるが、法令違反等を理由に監督審により覆される可能性が残されていることから、日本法での「確定」判決とは概念が異なる点は留意されたい。

¹³ S P C裁判官評議会の会合における討論及び採択は、最高人民検察院長官及び司法大臣も参加する責任を負うことから(2014年人民裁判所組織法22条3項)、判例は、ベトナム政府の司法関係部門全体の責任で選定されることとなる。

¹⁴ 原語では「giải thích」であり、2013年憲法上の国会常務委員会に与えられた法令の「解釈」と同一の語が使用されている。

¹⁵ この要件の規定ぶりや、脚注14を踏まえると、具体的事件の解決において法令の解釈に複数の見解があるときは、裁判所は、いずれを採用するのかを判断すべきであり、これを前提として判決・決定を出すべきとされているようにうかがえる。

た後、S P C裁判官評議会の議決により選定される旨を規定している（判例議決5条、6条）。また、諮問評議会での審議が行われる前には、ウェブサイトでの意見公募手続が行われ、必要に応じて意見聴取のためのワークショップを開くこともできる¹⁶。さらに、判例議決は、判例変更及び廃止のための手続として、建議に基づき、S P C裁判官評議会の議決及びS P C長官の公布を要するとしている（判例議決9条）。

この手続自体をご覧いただいてわかるように、判例選定手続はかなり「重い」手続となっている。諮問評議会には、前記のとおり、S P Cに限らず、ベトナムにおける司法関係機関の代表者が参加し、判例の選定にはS P C裁判官評議会による議決が要求され、さらには、S P C長官による判例の公布が予定され、しかも公布の日以降になって初めて判例としての効力が生じるという、あたかも一種の法規範文書の定立とも思えるような手続となっている。判例というこれまでにない制度を入れるに当たって司法関係機関のコンセンサスを重視しようという慎重な姿勢であるともいえるし、S P Cのみの判断で選ばせないという意味で、裁判所に対する監督の姿勢の表れともいえる。いずれにしても、判例集に登載する裁判を選定することを目的とする日本の最高裁判所の判例委員会とは異なるものである¹⁷。

（4）判例候補の対象となる判決・決定に下級審裁判所のものも含まれること

判例議決によれば、判例候補の対象となる判決・決定には、S P C裁判官評議会監督審決定のみならず、下級審裁判所（人民裁判所、軍事裁判所）の判決・決定も含まれており、S P C裁判官評議会には、高級人民裁判所並びに軍区及びこれに相当する軍事裁判所レベルでの手続で上程されることとなっている。選定手続を経て選ばれたもののみを判例とする仕組みを採用したため、S P C裁判官評議会監督審決定であっても選定されなければ「判例」とはならない一方、下級審裁判所の判決・決定であっても、選定されれば「判例」となる。

日本における判例の事実上の拘束力の理解からは異質な制度にも思えるが、前記（3）の手続を前提とするならば、選定された判例は、最上級審であるS P Cのお墨付きのある判断であるということになるのであるから、判例に選定された下級審裁判所の判決・決定は、監督審決定等の訴訟法上のルートとは別にS P C裁判官評議会の審理対象とされ、「S P C判例」として司法府としての最終結論が出されたものであると考えることもできよう。

（5）裁判官及び人民参審員に対する拘束力

¹⁶ 判例選定のための意見聴取ワークショップについては、当プロジェクト事務所にも招待状が送られてきており、当職ら裁判官出身専門家を中心に出席している。外国ドナーとしては、当プロジェクトのほか、K O I C A（韓国国際協力団）が現地に派遣している裁判官も招待されている。

¹⁷ 「判例」という言葉は多義的であるが、日本では少なくとも「最高裁判所判例集に登載された裁判」のみを判例として扱うというようなルールはなく、判例集への登載と判例としての価値ないし効力は完全に切り離されている。

判例議決によれば、裁判官及び人民参審員は、類似事件の解決のために判例を研究、適用しなければならないこととされ、適用する場合はその分析内容等を明確にし、適用しない場合には理由を示さなければならないとされている（判例議決8条2項）。

上記の規定の仕方は、裁判官及び人民参審員の職務上の義務として、判例を研究、適用して事件を解決すべきことを定めるにとどまるが、例えば判例の理解及び適用を誤ったとして控訴審や監督審で原判決が違法と判断される可能性はある。判例の拘束力をどのように考えているのかは判例議決からは直ちに明らかではなく、さらなる議論に委ねるほかない¹⁸。

第3 JICAプロジェクトの活動及びそこから浮かび上がった課題等

1 従前の活動状況

従前のプロジェクトの活動¹⁹でも、SPCの要望を受けて、判例に関する講義、研究等の活動が行われてきた。判例については、ことあるごとに現地セミナーでも取り上げられてきたテーマではあるが、ここでは現行のプロジェクトにおける活動及びこれに結び付く従前のいくつかの活動について取り上げたい。

（1）判例の発展に関する越日共同研究〔法整備支援プロジェクト（フェーズ3）〕

法整備支援プロジェクト（フェーズ3）（2003年7月～2007年3月）は、初期の法整備支援である法令起草支援活動に加え、法曹能力強化活動にも力を入れ始めたプロジェクトであり、判決様式の統一化、判決起案マニュアルの作成及び判例情報公開等の裁判官の能力強化や裁判実務の改善に向けられた活動が行われた。

その一環として行われた「判例の発展に関する越日共同研究」は、判例の情報公開を実現する前提として、そもそも判例とはどのようなもので、どのような裁判所の判断が判例となり得るのか、判例制度の導入に法的問題点はないかなどの諸点について共同研究を行い、判例とするにふさわしい監督審決定の例としていくつかのモデル決定書を提案するに至ったものである。

共同研究当時は、現在の判例制度のようにベトナム側で日本側と対比させるような制度自体がなかったことから、英米、欧州、日本等の複数法域での判例の実情を比較しながら、ベトナムでの判例制度の導入の可否についても踏み込み、判

¹⁸ 英米法でのいわゆる先例拘束性の議論では、判例が法規範として後の裁判を拘束することから、後の事件の審理において、その事案が判例の事案が適用されるべき事案なのかどうかという観点から議論されることになる。この議論は、成文法域における判例の機能とは異なるものであって、現行の現地セミナーでは、判例議決の当該規定は、英米法での先例拘束性の議論と混同を起しているのではないかと指摘もあった。

¹⁹ SPCは、「法整備支援プロジェクト（フェーズ2）」（1999年12月～2002年11月）にて初めてJICAプロジェクトのカウンターパート機関となり、以降のプロジェクトで継続して協力関係にある。

例制度が国家制度や憲法上許容されるのかについても理論的な検討が加えられ、ベトナムでの判例導入に向けての基礎研究としてSPCには大きなインパクトを与えたものであった。

(2) 第29回法整備支援訪日研修〔法・司法制度改革支援プロジェクト、2008年8月18日～29日〕

法・司法制度改革支援プロジェクト（2007年4月～2011年3月）では、中央当局（SPC）に対する支援のみならず、実務レベルに直接にアプローチし、実務上の課題等からのフィードバックを意識した法令起草支援及び法曹養成支援に主眼を置いた活動が行われ、パイロット地区として指定されたバクニン省人民裁判所のワーキンググループとの活動が活発に行われた²⁰。

ここでは、前プロジェクトにて行われた共同研究の成果を踏まえ、判例の普及等も実務レベルでの課題の一つとされ、第29回法整備支援訪日研修において日本での判例に関する実務運用等を中心とした研修が実施された。

2 現行プロジェクト

現行プロジェクトでは、PDM²¹上、法の統一的な適用を保障するための判例制度の在り方についての情報収集等が活動内容とされ、SPC関係活動における重要な柱の1つとして各種活動が行われてきている。

(1) 現地セミナー〔2015年11月18日～26日〕

現行プロジェクトのアドバイザーグループである「裁判実務改善研究会」の村上敬一委員長²²及び湯川亮委員²³が短期専門家として来越し、判例議決の施行を控える中で、同議決が想定するベトナムの判例制度の設計を見据え、法の統一的適用の確保という目的を達するための提言、意見交換等を実施する裁判官向けのセミナーを全国3か所（カントー市、ダナン市、ハノイ市）にて実施した。

このセミナーは、判例議決が公表され、前記のようなベトナム独自の判例制度の概要が明らかとなった後の初めてのJICAプロジェクトでの活動であり、プロジェクト側でも想定する制度の全体像を把握しきれておらず、裁判官らに浸透しているか不明な状況下であったことから、日本側でも制度を分析しつつ、どのような判例であれば使い勝手がよいかを探ることが中心となるものとなった。

村上委員長からは、判例を解釈判例²⁴（特定の法規範文書の条項について、なんらの事実関係を前提とすることなく、単純にその意味内容を明らかにするもの）、

²⁰ 具体的な研修内容については、宮崎朋紀「第29回ベトナム法整備支援研修」（ICD NEWS 第38号、2009年3月）を参照されたい。

²¹ 公式ウェブサイト（<http://www.jicallegalproject.vn/>）内の「プロジェクト概要」に掲載されている。

²² 元東京高裁部総括判事

²³ 法務省法務総合研究所国際協力部教官（当時）、現高松地方裁判所判事補。

²⁴ 越語では「án lệ giải thích」（漢越語では、案例解釈）として訳出、解説している。

準則判例²⁵（重要な事実とその適用結果である法的効果を明らかにするもの）、指針判例²⁶（いわゆる事例判例）という3類型に分類して理解することが提唱され（以下「判例3分類」という。）²⁷、法規範を導き出す前二者のみが拘束力を有すべきではなく、本来、判例として選定されるべき判決・決定は前二者であるべきことや、準則判例がどのような議論を経て準則を導き出しているかなどに関する講義を実施した。

また、村上委員長の講義を前提として、湯川委員からは、日本の最高裁判所判例集における判示事項や判決・決定要旨の記載を紹介し、それらの記載のみから当該裁判例が判例3分類のいずれに該当するか理解できることなどに関する講義を実施した。現地専門家（酒井）からは、SPC監督審決定を素材として²⁸、法規範を導き出すことができるか、できないとするならばどのようなことが書かれていればよいかという点からの講義を実施し²⁹、参加者とともに議論を行った。

（2）現地セミナー〔2016年12月26日～27日〕

前年の現地セミナー（前記(1)）の実施状況を踏まえ、また、選定された判例がどのように運用されていくのか不透明な状況であったことから、判例制度の理解を整理し効果的な判例制度を実現するためには、SPC指導部と直接に議論してプロジェクト側からの助言等を伝える必要を痛感し、村上委員長及び東尾和幸委員³⁰が現状調査を兼ねて来越し、SPC本庁舎（ハノイ市）において、SPC指導部を対象とする現地セミナーを実施した。このセミナーは、グエン・トゥイ・ヒエンSPC副長官が主宰し、監督検査局³¹局長、法制・科学管理局（判例制度の所管部署）判例課関係者等SPC指導部の中核メンバーを集め、率直な意見交換を行うことを意図したものである。

基本となる講義については、前年の現地セミナーでの議論を基礎として村上委員長が行い、制度論を巡っての議論のポイントはSPC指導部にも十分にお分かりいただけたと思われるが、選定判例に関する参加者からの発言も、判例制度の実情を示したもので興味深いものであった。例えば、ある参加者（SPC監督検

²⁵ 越語では「án lệ quy phạm」（案例規範）として訳出、解説している。

²⁶ 越語では「án lệ minh họa」（案例明画；例示の意）として訳出、解説している。もっとも、村上委員長は、他二者との違いを明確にするため、「参考判例（案例参考：án lệ tham khảo）」との名称も提唱している。

²⁷ 定義等は必ずしも同一でないが、日本の判例について、同様な分類手法を提唱するものとして、土屋文昭「判例に関する覚書——民事判例の主論を中心として」（東京大学法科大学院ローレビュー第6号、2011年9月）。

²⁸ この現地セミナー実施当時は、当然ながら判例議決は施行されていないことから、SPC監督審決定集から議論がしやすいような決定文をいくつかピックアップした。

²⁹ 村上委員長の講義の中で、前提として、判例となる法規範は、判決・決定文の記載から読み取れない旨の解説があった。

³⁰ 法務省法務総合研究所国際協力部教官

³¹ 監督検査第一局から第三局まで設置されており、各裁判執務についてSPC長官を補佐する組織であるとされる（第一局が刑事及び行政、第二局が民事及び経済、第三局が労働及び家庭・未成年者の各事件を担当）。

査局担当者)は、自らが草稿を起案した監督審決定が判例に選定されたが、起案当時の議論は、事案の妥当な解決を目指していただけてあって、判例として掲げられた内容は、当時に意識的に議論していたものではなく、判例に選定されている意味戸惑っているという。初回の選定判例はそれまでに存在する判決・決定から選定せざるを得ず、判例を意識していなかったというのは当然であるともいえるが、最上級審であるSPC監督審の審理においても、法解釈としてどの点が争いになっており、それに対してどの見解を採用するのかなどが明示的に意識されていなかったという実情が垣間見えたものであった。また、選定された判例の中には、傍論 (*obiter dictum*) に属すべき内容が判例の内容欄 (判旨) に掲げられているものもあるなどとの指摘もあった。

(3) 判例候補に対する意見聴取セミナー [①2016年3月16日, ②9月14日]³²

前記のとおり、判例議決4条1項によれば、SPC法制・科学管理局は、必要がある場合は、判例候補として提案された判決・決定に対する意見聴取のため、ワークショップを開催することができるとされている。

SPCは、この枠組みで、国内の司法関係機関の関係者、研究者等を集めた意見聴取セミナーを開催しており、現行プロジェクトにも参加招請があったことから³³、裁判官出身専門家を中心として参加してきている。前記のようなベトナムの判例制度の特性上、判例選定の手続中に個々の判例について意見を申し述べることは限界があるが、一般論としてこれまでのJICAプロジェクトの活動で言及されてきた点には言及してきているところである。

(4) 第56回法整備支援訪日研修 [2017年5月22日～6月3日]

前記(2)のセミナーにおいて、ヒエン副長官から判例をテーマとした訪日研修実施の要請を受け、SPCにおいて判例制度の研究及び確立が最大の急務であることから、判例制度をテーマの一つとした訪日研修を実施した³⁴。研修は、SPCの判例に関わる部局の職員等を研修員として迎え、少人数で、選定された各判例の意義を徹底的に議論し、実践的かつ議論を将来に活かせるよう意図して行われた。

研修では、村上委員長及び遠藤賢治委員³⁵を講師とし、3日間にわたり講義及び意見交換が行われた。まず、村上委員長が判例3分類について、遠藤委員がベトナムと日本の判例制度の比較について最高裁判所判例委員会、調査官制度及び判例の公開制度等の説明を踏まえながら講義を行った。続いて、研修員との間で、

³² ①はチュオン・ホア・ビンSPC長官(当時。現政府副首相)が、②はグエン・ホア・ビンSPC長官がそれぞれ自ら主宰しており、判例に対するSPCの力の入れ方は相当なものである。

³³ このセミナーは、SPCが自ら主催したものであって、JICAプロジェクトとしての活動として組織したものではない。

³⁴ 具体的な研修内容については、梅本友美「第56回ベトナム法整備支援研修」(ICD NEWS 第72号, 2017年9月)を参照されたい。

³⁵ 元京都家庭裁判所長、早稲田大学名誉教授

選定された各判例がどのような法的問題を解決したのか、拘束力の範囲、他の事案への各判例の適用可能性、判例3分類を基にした各判例の適格性等について議論を行った。議論では、研修員から、各判例について、実務上行われていたことのルールを示した準則判例である、類似事件があり各裁判所で判断が分かれていたためSPCが指導的な観点から判例として選出したと考えられるなどといった意見や、拘束力の範囲を考察して判例要旨の在り方³⁶にも言及するなど深い議論が行われた。

議論を通じて、研修員間でも、各判例がどの分類に該当するか、判例が設定した準則は何であるか等について意見が分かれた。これらの具体的な議論を通じて、選定された判例の現状と課題及び対応策等が徐々に明らかになってきたように思われる。

(5) 現地セミナー [2017年6月26日, 27日, 7月6日, 7日, 10日, 11日]

訪日研修実施後、研修結果を各地の裁判官と共有することを目的に、セミナーを全国3か所（トゥアティエン＝フエ省、カントー市、タイグエン省）にて実施した。セミナーでは、訪日研修団長のゴ・クオンSPC国際協力局局長が、日本を含む諸外国とベトナムの判例制度の相違点、訪日研修で得られた知見をもとに選定された判例に対する問題点等を発表した。もっとも、判例制度に対する理解の程度に個人差があることがうかがわれ、今後も継続した普及活動が必要であることがうかがわれた。

(6) 現地セミナー [2017年9月26日～30日]

SPCがカウンターパートとなってから長年にわたりSPC側のJICAプロジェクトの責任者を務め、前記の共同研究でもSPC側を主宰するなど特に判例制度の研究に尽力したゴ・クオンSPC国際協力局局長が定年退官を迎えるにあたり、村上委員長及び遠藤委員が来越し、これまでの助言等を総括し、判例制度発展のための提言を行うために裁判官及び裁判所職員向けの現地セミナーを全国2か所（ハノイ市及びトゥアティエン＝フエ省）にて実施した。

セミナーでは、村上委員長からは、成文法主義を採用する国においては、解釈判例が判例であることが本来主流であり、法解釈の統一には、解釈判例が直接的かつ実効的な役割を果たすことができること、また、解釈判例は、裁判官が具体的事実関係に依拠することなく、当該法令が問題となる限り当該判例のとおり解釈して適用すればよく、他方で、準則判例は判決・決定文から準則を見出すという運用上困難な作業を伴うことから、解釈判例を中心に選定することが望ましい

³⁶ 判例議決によれば、判例は、判例において解決された法的問題に関するキーワード（判例議決7条2項c号）、また、判例において解決された審理の案内の価値を有する法的問題も含まなければならない（判例議決7条2項d号）とされ、判示事項及び判例要旨に類する記載を要する。

旨の提言があった。また、遠藤委員からは、判例の拘束力の客観的範囲、判例の拘束力の発生時期について講義を受け、判例・決定の書式や判例の量及び周知方法等についての提言があった。

参加者からは、今後は、制度導入後の判決・決定が判例となり、今までの議論を踏まえた判例が出てくるだろうという意見が述べられた。他方で、現状では判例を適用したことがない参加者もあり、SPCが判例の選定、拘束力の範囲や準則等の適確な明示についての課題に取り組み、判例制度を現場により浸透させていくことが必要のように思われた。セミナーに出席したグエン・チ・トゥエSPC副長官³⁷からは、日本側からの助言等を制度の構築に役立てたい旨の発言もあり、今後、SPCがどのように課題に取り組んでいくかが注目される。

第4 展望

1 判例とするにふさわしい判決・決定の在り方

ベトナムの判例制度の下で新たな判例を次々に選定、公布していくためには、その素材となる選定基準を満たす判決・決定が存在しなければならない。

法の統一的適用の保障を図るという観点からは、解釈判例及び準則判例が重要であることはいうまでもない。解釈判例及び準則判例は、議論が分かれるような特定の法的論点について裁判所としての一定の法規範を示すものであり、以後の裁判においてそれに従うことで司法判断の安定性が図られることになるし、立法機関（国会）は判例が不当であるとするのであればそれを覆す内容を明示して新たに立法措置をとることができるのであるから³⁸、間接的に的確な立法を促す点でも法規範の透明性を確保することにもつながる。

しかしながら、既に選定された判例を概観しても、いわゆる判例の規範、判例の射程といったものが判決・決定書そのものから容易に理解できるものではなく、判決書等で判旨を明確にすることが意識されていないように見受けられる。現時点での判例の供給源となる判決・決定は、判例として後に通用する可能性を考えずに作成されたものであってやむを得ない面もあるが、射程がはっきりしない判決・決定を判例に選定することは、かえって法令の統一的適用を混乱させる可能性もある。諮問評議会やSPC裁判官評議会においては、判例の選定にあたって、判例3分類を意識しつつ、その判例のどの部分をどのような規範として通用させるべきなのかを慎重に検討して選定し、公布の際には、判旨としてその規範をできるだけ明示するような運用上の工夫も求められよう。

2 判例制度を運用する人材育成の方向性

³⁷ 前記1(2)の第29回訪日研修にも参加し（当時は、バクニン省人民裁判所長官）、JICAプロジェクトにおける判例に関する活動には深く関与している。

³⁸ 裏からみれば、最終的な法令解釈権が国会常務委員会にあるのであれば、裁判所が積極的に法解釈を示すことが直ちに憲法違反とはならないはずである。

判例とするにふさわしい判決・決定が現状では乏しいとすると、そのような判決・決定をどのように作成すべきかという次の課題が浮上してくることになる。これまでの JICA プロジェクトでも裁判官等の能力強化支援活動は継続して行われてきており、判決書標準化に関する支援も行われたことがあるが、判例制度が具体化した現在、判例を意識した判決・決定の作成にも目を向ける必要がある。共同研究でのモデル決定書もその検討材料の一つとして活用することが期待されよう。

加えて、ふさわしい判決・決定の在り方を考えるにあたっては、法学研究の在り方等も考える必要があると思われる。ベトナムにおいては、従来、裁判所の判決・決定が研究対象になることはなく、また、実務家も過去の事例を参考にすることもなかった。もっとも、判例制度導入以降、公布された判例に対する批評等が「人民裁判所雑誌」に掲載されることがあるなど³⁹、判決・決定を対象とした議論が始まりつつある。現在、特定の類型を除いた全判決・決定をインターネット上で公開する制度⁴⁰が始まり、今後は研究者が判決・決定を研究対象として取り込むことが期待され、また、判例ではないものの事件の解決に過去の事例を参考にして、事例分析や解説をするような実務家も現れる可能性もある。判決・決定が批判を含めた自由な議論のもとで検討される対象となること、そして、そういった議論を踏まえてそもそもの判例候補となり得る事件を慎重に処理していくことは、今後の判例の発展のためには必要不可欠であるように思われる。

3 判例制度自体の在り方

一般に、判例制度を巡る議論は、一言で言えば司法府（とりわけ最高裁判所）がした判断について後に裁判を行う裁判所がどう対処すべきかということに尽きるが、それは、国家機構内での裁判所の位置付け、立法府との関係、裁判所の権限（とりわけ法解釈権限）、裁判の効力が及ぶ主観的客観的範囲等と密接に関連してくることになる。そのため、安定した判例制度を構築するには、どういう判例制度を作るべきかという議論の前提として、まず、どのような判例制度が理論上可能なのかという観点からの議論が不可欠であるように思われる。この点の検討が行われずに裁判所の権限の外延が曖昧のままでは、判例にふさわしい判決・決定がどのようなものを具体化することもできないであろう。

共同研究は、このような視点、すなわちベトナムの国家体制下でも判例制度の導入が可能であるかどうかという視点からの検討を加えているが、現行のベトナムの判例制度について制度立案者がどのような検討を行ったのかは明らかではない。現行の判例制度がどのような理解の下で国家体制内に位置付けられるべきかについては、検証しておく必要がある。

³⁹ Đỗ Văn Đại.(2016)'Nhận diện giá trị của các nội dung trong quyết định tạo lập án lệ' (Recognizing the value of contents in the case law-making decision), *Tạp Chí Tòa án nhân dân*,12,44-48.;Đỗ Văn Đại.(2017)' Lãi Chậm trả tiền trong án lệ năm 2016' (Late payment interest rate in precedent of 2016), *Tạp Chí Tòa án nhân dân*,1,5-12.

⁴⁰ 「裁判所のポータルサイト上における判例及び決定の公表に関する議決」(03/2017/NQ-HĐTP, 2017年7月1日施行)

第5 最後に

2017年9月、グエン・ホア・ビンSPC長官が訪日して関係各機関を表敬訪問した際、各訪問先の機関から、ベトナムにおいて判例制度を導入したことを評価する発言があった。これに対して、長官は、判例制度を発展させることはSPC及び裁判官の責務である旨述べ、判例制度に対するSPCの意気込みが感じられた。

判例制度の安定的運用は、法の統一的適用の保障という目下の課題のみならず、裁判の予測可能性、透明性や平等性の確保、司法への信頼向上につながり、ひいては法の支配の実現・強化へとつながる第一歩となることは間違いない。もっとも、判例制度の導入をきっかけとして、SPCは、そもそも司法権とは何なのか、裁判所の権限はどこまで及ぶのかというこれまでベトナムでも曖昧にされてきた点について正面から向き合う必要が出てきているように思われ、この議論を避けて通ることはできないであろう。

ベトナム側での更なる議論の深化に期待するとともに、拙稿が、ベトナム法に関心を有する日越双方の実務家、研究者の皆様のご理解の一助となれば幸いである。